



2022年 3月

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
ビジネス展開・人材支援部 新興国ビジネス開発課  
アーメダバード事務所

インフォメーション・テクノロジー／情報技術対応サービス政策

# IT/ITeS Policy (2022-27)



グジャラート州政府

グジャラート州政府

科学技術省

G.R. No: ITP/10/2021/583612/IT

Sachivalaya, Gandhinagar

2022年2月7日

## まえがき:

### 1. はじめに

#### A. IT産業のグローバルなシナリオ

インフォメーション・テクノロジー（IT : Information Technology）と情報技術対応サービス（ITeS: Information Technology enabled Services）によって推進される技術革命は、グローバルな経済構造を変化させ、グローバル企業の遠く離れた事業運営間における瞬時のコミュニケーションを可能にしました。これらの新興技術は世界中のセクターに革命をもたらし、企業、政府、労働市場に大きな影響を与え、それによって最小のプレーヤーでさえ、これまでの巨人と競争することが可能になっています。

2021年には、世界のIT業界全体が8.6%の成長を示しました。北米は35%で市場シェアを支配しました。アジアは約32%を占める2番目に大きな地域であり、ヨーロッパは22%を記録しました。ラテンアメリカとアフリカは約5%の市場シェアを占めています。北米、アジア、ヨーロッパは2021年には89%近くの収益シェアを保持していました。

#### B. インドのシナリオ

インドは「デジタルスキル」のハブとして台頭しています。インドのIT / ITeSセクターは、雇用と経済的価値を創出するという点において、世界情勢におけるインドの指導的地位を牽引しています。IT産業は2020年にインドの国内総生産(GDP)の8%を占めました。インドのIT産業は2025年までに国の国内総生産(GDP)に10%貢献すると予想されています。新型コロナ以前、2010年から2018年までのインドのIT市場の成長は 10.71パーセントと記録されています。

#### C. グジャラートのシナリオ

グジャラートはインドの主導的な産業州であり、ビジネスのやりやすさ（Ease of Doing Business : EoDB）の様々なイニシアチブと最先端のインフラによってサポートされている、波及効果のあるビジネスのエコシステムを提供していることで国内でも世界的にも認められています。インドの地理的領域の約6%に広がり、国の人口の5%が住んでいるグジャラート州は、インドの国内総生産（GDP）のおよそ8%を占めています。NITI Aayogの2020年輸出準備指数レポート（The 2020 Export Preparedness Index report）によると、グジャラート州は、輸出促進政策、ビジネス環境、およびインフラにおいて強固な動きで指数のトップに上がりました。

州の政策主導型のビジネスのエコシステムは、主として、州の産業生産とビジネスの妥当性を高めることに焦点を当てています。しかし、会計年度2018年のグジャラートIT輸出シェア総計は4億2200万米ドルで、これはグジャラートからの総輸出の0.62%でした。このように、グジャラート州にはIT部門の輸出のシェアを増やす多大なる可能性が秘められています。



## 2. IT/ITeS 政策（2022年から2027年）

グジャラート州は、IT / ITeSセクターのより迅速かつ包括的な成長促進に取り組んでいます。本政策は、インセンティブとファシリテーションをもって成長を推進するとともに、州全体で投資を呼び込み、そして雇用を生み出すことに焦点を当てています。IT / ITeS政策（2022年～2027年）は、革新的なエコシステムを可能にし、堅牢なインフラを確立し、州のIT人材プールをさらに発展させます。本政策は、IT / ITeSエコシステムのさまざまな要素を強化し、グジャラートを「選ばれるべき目的地」として確立するためのコワーキングスペースのサポートを導入します。

### 2.1. ビジョン

世界クラスのITインフラ、高度なスキルを備えたリソース〔人材〕へのアクセスが可能であること、および新興技術のイノベーションを利用できるという点において主導的な州の1つになることにより、グジャラート州のIT概観を変革すること。

### 2.2. 目的

本政策の主な目的は次のとおりです。

- 1) IT / ITeSエコシステムの成長の触媒として機能すること。
- 2) IT / ITeSセクターのステークホルダーが、コワーキングオフィスのスペースをすぐに使用できる形で、最先端のITインフラをつくりあげることができるようにすること。
- 3) 州内において高度なIT人材の育成を可能にすること。
- 4) メガIT / ITeSプロジェクトのための特別規定を通じてIT / ITeSセクターへの大規模投資を奨励すること。
- 5) 新興技術と先端技術のイノベーション・ハブとしての国家を確立すること。

### 2.3. ターゲット

提案された本政策では、次の5年間で次のマイルストーンを達成することを目的としています。

- 1) グジャラート州をIT部門のインドの上位5州に位置付けること。
- 2) グジャラート州の年間IT輸出を300億印ルピーから2,500億印ルピー以上に増やすこと。
- 3) グジャラート州内において、IT / ITeSの新規雇用を10万件以上創出すること。
- 4) 世界クラスのITインフラ、データセンター、および新興技術のイノベーションセンターの面において、〔グジャラート州として〕全国的なリーダーになること。

### 2.4. 起動要因のいろいろ

- 政府による最先端のITインフラを促進すること。
- ウォーク・トゥ・ワーク文化〔歩いて行ける仕事場〕を促進するためのITシティ/ITタウンシップの開発を奨励すること。
- 新興技術における研究開発を培うこと。
- AI スクールまたはセンターオブエクセレンス——特別なメガプロジェクトとしての高度な研究センター。
- スキルをアップグレード化するためのコースに対する財政的インセンティブを通じて、州全体における才能のスキルアップをすること。
- 草の根レベルから、デジタルリテラシーを強化すること。
- CAPEX-OPEXモデル〔設備投資—事業運営費モデル〕——支援スキームをめざした、ユニークで簡素化されたアプローチ。
- メガプロジェクトのための特別な規定を備えた強化された特別仕様のインセンティブスキーム。
- 地元における雇用を促進するために雇用創出のための特別なインセンティブ。
- 技術的に高度なデータセンターを奨励し、ケーブルランディングステーション（Cable Landing Station: CLS）の設立をサポートすることによって、クラウドコンピューティングを可能にすること。
- 効率的かつ透過的に実施するべくオンラインインセンティブポータルをサポートを導入すること。

## 2.5. 用語の定義

- 2.5.1. 「政策運用期間」**とは、本政策通知日から発効し、2027年3月31日まで、あるいは、新政策または改訂された政策発表宣言までのいずれか早くまで有効となります。2027年3月31日以前に支援を申請し、2028年3月31日以前に営業を開始した適格な事業者のみがインセンティブの対象となります。
- 2.5.2. 「ITソフトウェア」**とは、機械可読形式で記録され、自動データ処理マシンを介して操作または双方向性を提供できるソースコードおよびオブジェクトコードを含む、命令、データ、音声、および画像を表現することを意味します。
- 2.5.3. 「情報技術対応サービス (IT enabled Services: ITeS)」**とは、ITのアプリケーションを通じて付加価値サービスのレンダリングを実現するために、IT製品のシステム上でITソフトウェアを使用することから生じるサービスとして解釈され、以下を含むものとします。
- A. コールセンター
  - B. 医学的転写
  - C. バックオフィスオペレーション/ビジネスプロセスのアウトソーシング (Business Process Outsourcing: BPO)
  - D. ナレッジプロセスのアウトソーシング (Knowledge Process Outsourcing: KPO)
  - E. 収益会計およびその他の付随業務
  - F. 保険金請求処理
  - G. Web・デジタルコンテンツ開発/ERP/ソフトウェアおよびアプリケーション開発
  - H. 財務および会計処理
  - I. 人事および給与処理
  - J. バイオインフォマティクス
  - K. IT対応のバンキング
  - L. 保険、年金、資産管理、市場関連サービスなどの銀行以外のサービス
  - M. 保管、セキュリティ登録、および電子化サービス
  - N. GIS対応サービス
  - O. ITサポートセンター
  - P. ウェブサイトサービス
  - Q. サイバーセキュリティ、ビッグデータ、人工知能、ブロックチェーン、機械学習などの新興するテクノロジー。

または、随時更新されるその他の関連した分野。これには、IT、通信、または上記において触れた分野に関連するハードウェアの製造に従事する企業は含まれません。州レベルの高官による委員会 (State Level Empowered Committee : SLEC) が、この点に関する最終的な意思決定機関になります。

- 2.5.4. 「IT/ITeS 産業」**には、IT商品、ITソフトウェア、ITサービス、そしてITeS (情報技術対応サービス)に関連した開発・生産・サービスが含まれます。

- 2.5.5. 「政府」**とはグジャラート州政府を意味します。

### 2.5.6. 「新しいユニット」

- A. 新しいユニットとは、会社法／LLP 法／パートナーシップ／個人事業に基づいて登録を取得し、本政策の運用期間中にグジャラート州において商業活動を設立しようとしている、あるいは開始した IT / ITeS ユニットの意を指します。
- B. グジャラート州外の既存のユニットで、グジャラート州の任意の場所において、IT / ITeS 業界への新規投資を実施し、本政策の運用期間中に商業運用を開始することは新しいユニットと見なされるものとします。
- C. 新しいユニットは、本政策の運用期間中に最大 1 回に限って拡張のために支援を受ける資格があるものとします。

**2.5.7. 「既存のユニット」**とは、本政策において示されている活動を実行するために、会社法／LLP 法／パートナーシップ／個人事業において登録され、すでに州内で操業しており、プロジェクトの拡張を行っており、本政策の運用期間中にそのような拡張を開始しはじめる IT / ITeS ユニットの意を指します。

### 2.5.8. 「拡張ユニット」

- A. 拡張ユニットとは、本政策の運用期間中に、給与を支払われる従業員の総数が、既存の従業員の 50%または 1,000 人のいずれか少ないほうの増加をするように拡張を行う、グジャラート州の既存のユニットを意味します。
- B. インセンティブは、本政策の運用期間中 1 回に限り適用されるものとします。
- C. インセンティブの対象となるには、拡張のために行われた新規投資は、政策運用期間中に商業的運用に持ち込まれる必要があります。

**2.5.9. 「総固定資本投資 (Gross Fiscal Capital Investment: GFCI)」**とは、建物、コンピューター、ソフトウェア、ネットワーキング関連のハードウェアおよびその他の関連する固定資産の建設に費やされた、適格ユニットによって生産される商品やサービスに必要な土地および建物購入費用を除いた支出を意味します。

**2.5.10. 「メガプロジェクト」**とは、GFCIの最低額は 25 億印ルピーであり、州内において給与を支払われる IT 人材直接雇用を最低 2000 人を生み出すような IT / ITeS 分野への投資を意味します。

**2.5.11. 「適格ユニット」**とは、給与を支払われる従業員が最低10人いる新しいユニット、または拡張後に最低15人の従業員がいる拡張ユニットを意味します。

**2.5.12. 「固有登録番号 (Unique Registration Number: URN)」**とは、すべての通信および取引に使用される、適格な事業体に割り当てられた排他的な参照番号を意味します。本政策に基づく給付を利用しようとする適格なユニットは、原則として承認を申請したのちに、固有登録番号 (URN) を取得する必要があります。

**2.5.13. 「建物面積(built-up area)」**とは、すべてのフロアが建物で覆われているエリアを意味し、関連する一般開発管理規則 (General Development Control Regulations: GDCR) に準拠しています。

**2.5.14. 「IT / ITeSパーク」**とは、複数のIT / ITeSユニット (IT / ITeSパークが本政策に基づいてインセンティブを利用するまでの本政策の運用期間全体で少なくとも3つのユニット) で構成されるサイトを意味します。ITオフィススペース専用として説明または指定されたサイトとして建設されており、IT / ITeSユニットのリース／賃貸／販売ベースで利用可能となった最小 10万平方フィートの販売向け／リース用建築面積がある即使用可能な施設を提供するようになっており、そのうち、販売向け／賃貸向けの建物面積のうち、少なくとも70%がIT / ITeS ユニットの割り当てられている必要があります。

**2.5.15. 「コワーキングスペース」**とは、複数のIT / ITeSユニットの専門家がオフィススペースを共有しているオフィススペースを意味します。

**2.5.16. 「データセンター」**とは、大量のデータとアプリケーションを収集、保存、処理、発信するために、コンピューティングおよびネットワーク機器を一元化する施設のことを意味します。インセンティブは、州において、Tier 3 以上のデータセンターを、最小建築面積4,000平方フィート、最小150ラックを備えている仕様に従って、新規に構築されたデータセンターを設置する場合にのみ提供されます。

**2.5.17. 「ITシティ/タウンシップ」**とは、開発者または開発者のコンソーシアムが最先端のインフラを作成し、ITパークの形で専用のITオフィススペースを介してIT / ITeS専門の直接雇用をサポートするグジャラート州のエリアを意味します。「ITシティ/タウンシップ」は、創出された雇用をサポートし、「ウォーク・トゥ・ワーク（仕事場に歩いてゆく：Walk to Work）」文化を促進するための住宅および商業インフラを備えている必要があります。ITタウンシップの場合は最低10エーカーから50エーカー、ITシティの場合は50エーカー以上のエリアに及んでいる必要があります。これには、次の施設が含まれる場合があります。

- A. 最先端のIT オフィススペース
- B. スタートアップのためのインキュベーションセンター
- C. 講堂
- D. カフェテリアとフードゾーン
- E. 会議ホール
- F. ショッピング施設
- G. 体育館とスポーツ施設
- H. その他の基本的なユーティリティとそれらをサポートするインフラ
- I. IT City / Township は、市街地の50%がIT オフィススペースとして開発された場合にのみ、財政的インセンティブの対象となります。

**2.5.18. 「DST」**とは、グジャラート州政府の科学技術局 (Department of Science and Technology)を意味します。

**2.5.19. 「DIT」**とは、グジャラート州政府のICTおよび電子統治局 (Directorate of ICT and e-Governance)を意味します。

**2.5.20. 「高官による委員会 (High Powered Committee: HPC) 」**とは、メガプロジェクトのカテゴリに分類される事業体への支援を承認するために、DSTによって構成され、チーフセクレタリーが率いる委員会を意味します。

**2.5.21. 「州レベルの権限を与えられた委員会 (State Level Empowered Committee: SLEC) 」**とは、メガプロジェクトのカテゴリに該当する事業体以外の事業体への支援を承認するために、DSTによって構成され、科学技術省 (Department of Science and Technology: DCT) のAdditional Chief Secretary (ACS) / Principal Secretary (PS) / Secretary が率いる委員会を意味します。

**2.5.22. 「グジャラートに本拠を置く会社」**とは、グジャラート州に本社を置き、グジャラート州に登録されている会社を意味します。

**2.5.23. 「研究開発センター」**とは、IT部門における研究開発のために特別に設けられた研究所/高度研究センターを意味します。

**2.5.24. 「タームローン」**とは、金融機関/銀行（銀行ではない金融会社 (Non-Banking Financial Company: NBFC) を除く）が事業体のGFCIを取得するために認可したローンを意味します。ただし、本スキーム下においてインセンティブの対象となるのは、認可された金額に対して実際に支払われた金額のみです。

### 2.5.25. 「適格な資本的支出 (CAPEX支出)」とは、次のことを意味します。

- A. GFCIによる資本的支出。本政策の運用期間中および商業的運用／生産の開始日から2年間に作成されたGFCIは、適格な資本的支出の出費とみなされるものとします。
- B. 土地およびオフィススペースのリース・販売・譲渡のために政府に支払われる印紙税および登録料。
- C. 再生可能エネルギーの支出——自家用再生可能エネルギープラントを設置するための機器の購入にかかる支出。

### 2.5.26. 「適格な事業運営費 (OPEX支出)」とは、次のことを意味します。

- A. 賃貸借費用—第三者から賃貸された物件においてオフィススペースの賃貸にかかる費用。IT/ITeS ユニットは、商業活動の開始日または原則的な承認のいずれか遅い方の日から5年間、適格なOPEX支出のもとに、建物面積 (built-up area) 1平方フィート当たり50印ルピーとして換算した最大月額賃貸料金、あるいは、実際の賃貸料金支出額、どちらか低い方を請求する資格があります。
- B. 帯域幅(Bandwidth)の支出—有効なGST番号を使用して、認可されたインターネットサービスプロバイダーから帯域幅をサブスクリプションまたはリースする際に発生する実際の支出。IT/ITeSユニットには、商業活動の開始日または原則的な承認のいずれか遅い方の日から5年間、適格な事業運営費(OPEX支出)のもとに、この支出額を請求する資格があります。
- C. クラウドレンタル支出-サービス提供会社がインドで登録されており、有効なGST番号を持っている場合、クラウドサービスプロバイダーからのサブスクリプションまたはリースによってクラウドレンタルで発生した実際の支出。IT /ITeS ユニットは、商業活動の開始日または原則的な承認のいずれか遅い方の日から5年間、適格な事業運営費(OPEX支出)の下にこの支出額を請求する資格があります。
- D. 電力料金支出-IT / ITeS ユニットによって消費されるエネルギーユニットにおいて生じた実際の支出。IT / ITeS ユニットは、商業活動の開始日または原則的な承認のいずれか遅い方の日から5年間、適格な資本的支出の下でこの支出額を請求する資格があります。適格なIT / ITeSユニットは、グジャラート太陽光発電政策(2021年) (Gujarat Solar Power Policy 2021) のセクション10に規定されている規定に従って、銀行手数料の特典を利用することもできます。
- E. 特許支出—政策の運用期間中に達成したすべての特許の適用にかかる支出について、特許一件ごとに最大50万印ルピー。適格なIT / ITeSユニットは、商業活動の開始日または原則的な承認のいずれか遅い方の日から5年間、年間最大10件の特許出願を提出できます。

## 2.6. 政策有効期限

本政策は、政策議決(General Resolution)の発行日から有効であり、2027年3月31日まで、または新しい政策または改訂された政策の発表までのいずれか早い方まで有効です。

# インセンティブとオフリング



## 2.7. インセンティブとオフリング

このセクションで言及されているインセンティブとオフリングは、インド政府から利用できる可能性のあるインセンティブに加えて、適格な事業体に適用されます。ただし、グジャラート州政府において他の政策によるインセンティブを請求する申請者は、本政策に基づいたインセンティブを請求することはできません。

### 2.7.1. 資本的支出(CAPEX)-事業運営費 (OPEX) モデル

このセクションで説明するさまざまな財政的インセンティブは、インセンティブサポートを資本的支出(CAPEX)サポートと事業運営費 (OPEX) サポートの2つの異なる手段に明確に定義することにより、IT / ITeS I コシステムに推進力を提供するように、慎重に作成されています。独自のインセンティブ構造は、財政的インセンティブの請求に伴う複雑さを緩和するように、特別に設計されています。さらに、これらの財政的インセンティブは、さまざまなカテゴリーのプロジェクト・投資のニーズに応じて調整されます。IT / ITeSユニットに対する財政的インセンティブサポートは次のとおりです。

番号	投資カテゴリー	サポート内容
1	カテゴリー I  GFCI が 25 億印ルピー未満	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>CAPEX（資本的支出）サポート</b>：すべての適格な IT / ITeS ユニ ットは、対象となる CAPEX 支出上限 25%、1 回限りの CAPEX サポートを受ける資格があり、上限は 5 億印ルピーです。支払 いは、20 回にわたり四半期均等分割払いで行われます。</li> <li>• <b>OPEX（事業運営費）サポート</b>：すべての適格なプロジェクト は、適格とされてから 5 年間、上限は年間 2 億印ルピーとされ、 適格な OPEX 支出上限 15%にあたる OPEX サポートを受ける資 格があります。支払いは四半期分割払いで行われます。</li> </ul>
2	カテゴリー II (メガプロジェクト)  GFCI が 25 億印ルピー以上、 あるいは、 給与体系内における 直接雇用 2000 名以 上を生み出すプロジ エクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>CAPEX（資本的支出）サポート</b>：すべての適格なプロジェクト は、対象となる CAPEX 支出上限 25%、1 回限りの CAPEX サ ポートを受ける権利があり、上限は 20 億印ルピーです。支払 いは、20 回にわたり四半期均等分割払いで行われます。</li> <li>• <b>OPEX（事業運営費）サポート</b>：すべての適格なプロジェクト は、適格とされてから 5 年間、上限は年間 4 億印ルピーとされ、 適格な OPEX 支出上限 15%の OPEX サポートを受ける権利があ ります。支払いは四半期分割払いで行われます。</li> <li>• <b>アーリームーバーアドバンテージ（Early Mover Advantage [早期スタート企業向け特典]）</b>：本セクターが成長するよう に刺激するべく、政府は本政策に特別規定を導入しました。こ のイニシアティブを通じて、政府はメガプロジェクトにおける最 低投資基準を緩和することによって、IT / ITeS セクターの先駆 者に対して戦略的優位性を提供することを目指しています。 GFCI への投資が 10 億印ルピー以上であり、IT / ITeS プロジ ェクトである（と限定される）最初の三事業については、メガプロ ジェクトと見なされます。その後、投資基準は、GFCI への指定 最小投資額である 25 億印ルピーに引き上げられます。</li> <li>• <b>より充実したインセンティブ内容</b>：高官による委員会(High Powered Committee: HPC) は、投資の規模、雇用創出、高い 付加価値、およびさらなる投資を誘致する可能性に基づいて、他 のインセンティブのカテゴリーを含めたり、あるいは、本政策に おいて言及されている諸条件のいずれかを緩和したりすることが できます。このようなインセンティブのパッケージは、関連し ているステークホルダーとの協議のもとに調整されます。そう いった場合はすべて、高官による委員会(HPC)が最終的な意思決 定機関になります。</li> </ul>

\* 注：新しい建物の建設に向けてGFCIの下で発生する支出は、建物面積1平方フィート当たり3000印ルピーに制限されるものとされ、対象となるIT / ITeSユニットにおいて、給与を支払われている従業員1人あたり60平方フィートの建築面積で計算された総建築面積に適用されます。さらに、支払われる年間CAPEX（資本的支出）支援は、適格なIT / ITeSユニットの年間総運用支出に制限されるものとします。

**2.7.2. IT / ITeSユニットに対する特別なインセンティブ**

上記の財政的インセンティブ支援に加えて、政府は、主要な運営支出項目へのインセンティブを与えることによって、IT / ITeSユニットの成長に弾みをつけるものとします。

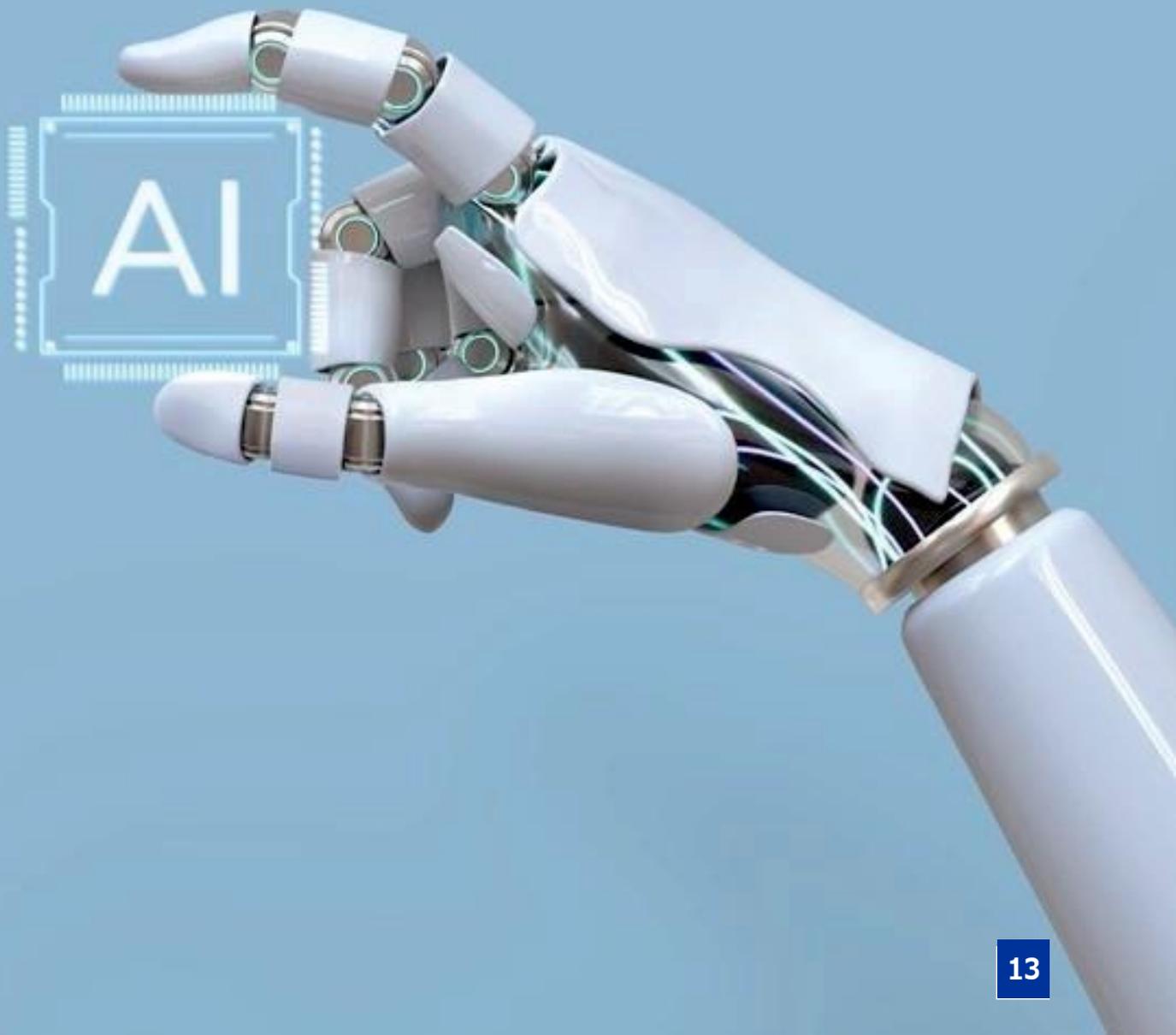
番号	インセンティブのカテゴリー	サポート内容
1	雇用創出インセンティブ (Employment Generation Incentive: EGI)	<p>適格なIT / ITeSユニットは、グジャラート州内で創出された、新規かつ独自の雇用ごとにつき、1回限りのサポートを受ける資格があります。これは、適格なIT / ITeSユニットの場合、1か月のCTCの50%で、男性1人あたり50,000印ルピーまで、女性1人あたり60,000印ルピーまで、最低1年間にわたって継続雇用される新しい現地従業員に対して適用されることが出来ます。</p> <p>注：EGI支援は、個々のIT従業員に関連付けられており、IT従業員個人に対して、生涯で1度に限り請求できます。したがって、IT / ITeSユニットがIT / ITeS従業員個人に対してこのインセンティブを要求したのちに、そのIT / ITeS従業員が別のIT / ITeSユニットに移動した場合、後続のIT / ITeSユニットは同一従業員に対するEGI支援を求めることはできません。EGI支援を実施するために適用される規則は、高官による委員会(State Level Empowered Committee: SLEC) によって策定され、別途発表されるものとします。</p>
2	利子補助金	<p>適格なIT / ITeSユニットは、タームローン7%または実際に支払われた利息のいずれか低い方を年額上限1000万印ルピーとして、利子補助金を受け取る資格があります。このようなIT / ITeSユニットは、実際の利息返済の開始日から最大5年間、毎年このインセンティブを請求できるものとします。このような適格なIT / ITeSユニットは、インド準備銀行 (Reserve Bank of India: RBI) (ノンバンク金融会社(Non Banking Financial Companies: NBFC) を除く) によって承認されたインドの金融機関から取得したタームローンの実際の利息返済 (元本返済を除く) に関する利息支援を受ける資格があります。</p> <p>ただし、この貸付金を利用するにはインドの金融機関のインド支店からローンを利用する必要があり、利息返済期間は本政策の運用期間中にスタートする必要があります。</p>

番号	インセンティブのカテゴリー	サポート内容
3	「アートマニルバール・グジャラート・ロージガル・サハエ」 Atmanirbhar Gujarat Rojgar Sahay (自立したグジャラートに向けた雇用支援)	<p>適格なIT / ITeSユニットは、グジャラート州内にあるオフィスで5年間働いている従業員に対して、従業員積立基金 (Employees' Provident Fund: EPF) に基づく雇用主の法定拠出金の払い戻しを請求する資格があります。この払い戻しは、次の基準に従って行われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 女性従業員の場合、支払われるEPF金額に基づく雇用者の法定拠出金の100%</li> <li>• 男性従業員の場合、支払われるEPF金額に基づく雇用主の法定拠出金の75%</li> <li>• 従業員1人あたりのインセンティブ額の上限は、従業員の基本給の12%に、該当する実質賃金目減り補償手当 (Dearness Allowance: DA) と残留手当 (retaining allowance) を加えたものになります。</li> </ul> <p>適格な拡張ユニットの場合、政策期間中に、このようなプロジェクトごとに5年間にわたり、拡張を行う前に存在していた数を超える増分従業員数に対して支援が利用可能になります。</p> <p>この目的のために、新規の設立/拡張から操業を開始する前の前年の平均従業員数が基本従業員数として扱われますが、増分数はこの基本となる数をベースに計上され、政策期間中に毎年発生する場合には、5年間にわたり、そのような利益を受ける資格があります。</p>
4	電気料金税額インセンティブ (Electricity Duty Incentive: EDI)	<p>適格なIT / ITeSユニットは、商業運転の開始日または原則的な承認のいずれか遅い方の日から5年間、支払った電力料金税額の全額をグジャラート州政府に対して請求することができます。</p>

### 2.7.3. 在宅勤務を支援するためのインセンティブ

政府は、グジャラート州に拠点を置く従業員がグジャラート州内で勤務する場合、在宅勤務を利用できる適格なIT / ITeSユニットを支援するものとします。そのような適格なIT / ITeSユニットは、そのようなすべての従業員に対して、EGIおよび「アートマニルバール・グジャラート・ロージガル・サハエ (Atmanirbhar Gujarat Rojgar Sahay、自立したグジャラートに向けた雇用支援、の意)」を利用できます。このような特典は、増分従業員のみが利用できます。

## スキルの強化と開発



#### 2.7.4. スキルの向上・開発

政府は、大規模なスキル開発演習を実施するための3つの長期的アプローチを想定しています。

##### A. Tier-I : グジャラートAIスクール、または、AIセンターオブエクセレンス

政府は、IT業界や、IIIT、IIT、その他の有名な国際的および国立の研究機関など、州内の主要な学術機関と連携して、高度な学習センター（グジャラートAIスクール (Gujarat AI School) またはAIセンターオブエクセレンス (Gujarat AI Center of Excellence)）の設立を構想しています。この機関の主な目的は、国内のIT業界の新興技術のための業界ですぐに使える熟練した人材提供元として第一人者になることです。この機関は、人工知能、ブロックチェーン、量子コンピューティング、ビッグデータ、モノのインターネット、データ有効化テクノロジー、サイバーセキュリティ、これからのシステム生成テクノロジーなどの新興テクノロジーの分野でコースを提供することにより、州政府のスキルアップの取り組みに弾みをつけるものとします。科学技術省は、これらについて個別のガイドラインを発行します。

##### B. Tier-II : 業界に対応した人材のスキルアップ

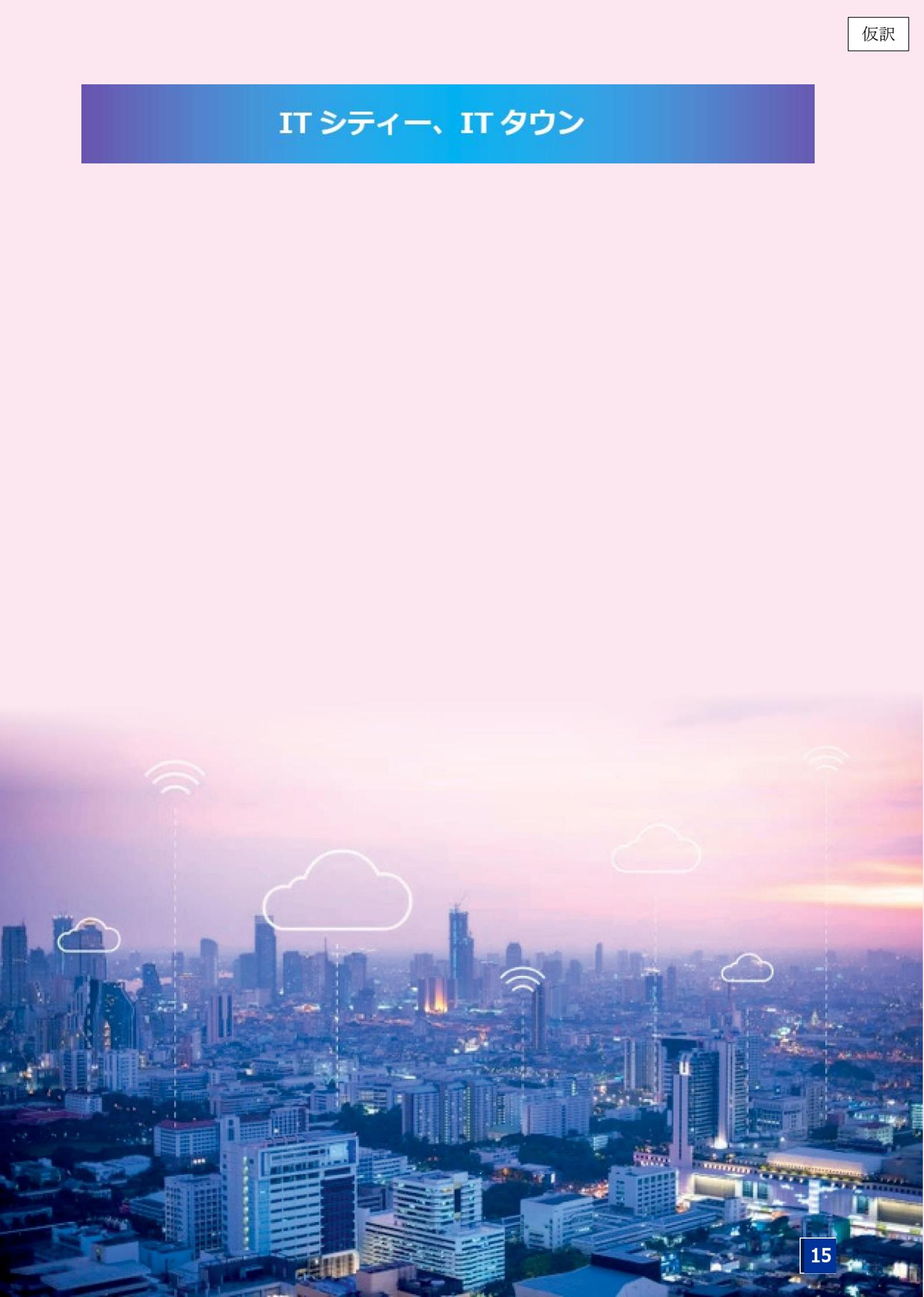
政府は、州の大学院生と働く専門家をスキルアップして、彼らにインセンティブを与えることにより、新興テクノロジー全体についての知識とスキルセットを拡大するように努めます。政府は、Direct Benefit Transfer (DBT) を通じて、情報通信技術 (Information & Communication Technology: ICT) の世界的に認められたコースを、コースあたり最大5万印ルピーあるいは一料金の最大50%のいずれか低い額で、コースを完了した対象者にインセンティブを提供します。

対象となるコースの詳細なリスト、各コースのコース料金と金銭的支援の規模、および承認された機関のリスト、大規模公開オンライン講座 (Massive Open Online Courses: MOOCs)、およびそのようなコースを管理するその他のオンライン学習プラットフォームのリストは、個別に公開され、そして、本政策の運用期間中のトレンドと業界ニーズに応えるべく、随時修正されるものとします。科学技術省(DST)は、これらに対して個別の運用ガイドラインを発行します。

##### C. Tier-III : ITを促進することでルーツを育む

政府は、デジタルリテラシーの向上、日常生活におけるITの可能性の認識の向上、州における熟練したITリソース[人材]を利用できるような基盤構築を目指して、学生と一般市民を対象とした大規模な情報・教育・コミュニケーション (Information, Education, Communication: IEC) プログラムを開始するものとします。

# IT シティー、IT タウン



### 2.7.5. ITシティー・タウンシップ

政府は、一般的な世界標準に沿ったすべての近代的な設備を備えた専用かつ最先端のITタウンシップまたはITシティー開発を支援することにより、州内のIT / ITeSエコシステムを促進することを想定しています。政府は、次の方法で、そのようなITタウンシップまたはITシティーの創設について、開発者や開発者のコンソーシアムにインセンティブを与えるものとします。上述のインセンティブに加えて、政府は以下のような非財政的インセンティブを通じての支援を提供することが出来ます。

- A. 混合的土地利用（住宅用、商業用、工業用）の許可など、区域設定（ゾーニング）および土地利用法の緩和
- B. その他の必要な法定認可を取得するためのアシスタンス提供
- C. IT オフィススペースの容積率（Floor Space Index: FSI）基準の緩和
- D. 玄関先にお届けするユーティリティ/インフラのサポート

番号	インセンティブ・カテゴリー	支援内容
1	CAPEX サポート (資本的支出支援)	すべての適格な申請者は、上限 10 億印ルピーを条件として、適格な CAPEX 支出の最大 25% の 1 回限りの CAPEX サポートを受ける資格があります。このような支援は、IT シティー/ IT タウンシップに IT オフィススペース（コワーキングスペース、IT / ITeS パーク）を創出するために発生した実際の支出に対する払い戻しとして提供されるものとします。支払いは、20 回にわたり四半期均等分割払いで行われます。

### 2.7.6. インフラ促進

州政府は、IT / ITeSユニットが州内においてすぐに業務を開始できるように、通勤しやすい場所においてすぐに使用可能なコワーキングスペース開発をサポートすることにより、ITエコシステムを推進します。州政府は、以下のモデルを実行することにより、この目的を達成することを目指しています。

#### A. 政府促進モデル

政府は、最新のインテリア、高速インターネット接続、および一般的な業界標準に準拠したその他のサービスと設備を備えた最新のコワーキングITオフィススペースを官民パートナーシップ(Public-Private Partnership: PPP)・EPC契約様式での建築・リースを想定しています。

#### B. エンパネルメントモデル

政府は、民間企業・開発者によって運営されている最先端のコワーキングITオフィススペースを選出し提示するものとします。

政府促進モデル・エンパネリングモデルのもとに、コワーキングITオフィススペースでの運用を開始することを選択した適格なIT / ITeSユニットには、商業運用の開始日または原則承認日、どちらか遅い方の日から 5 年間にわたり財政支援を受ける資格があります。

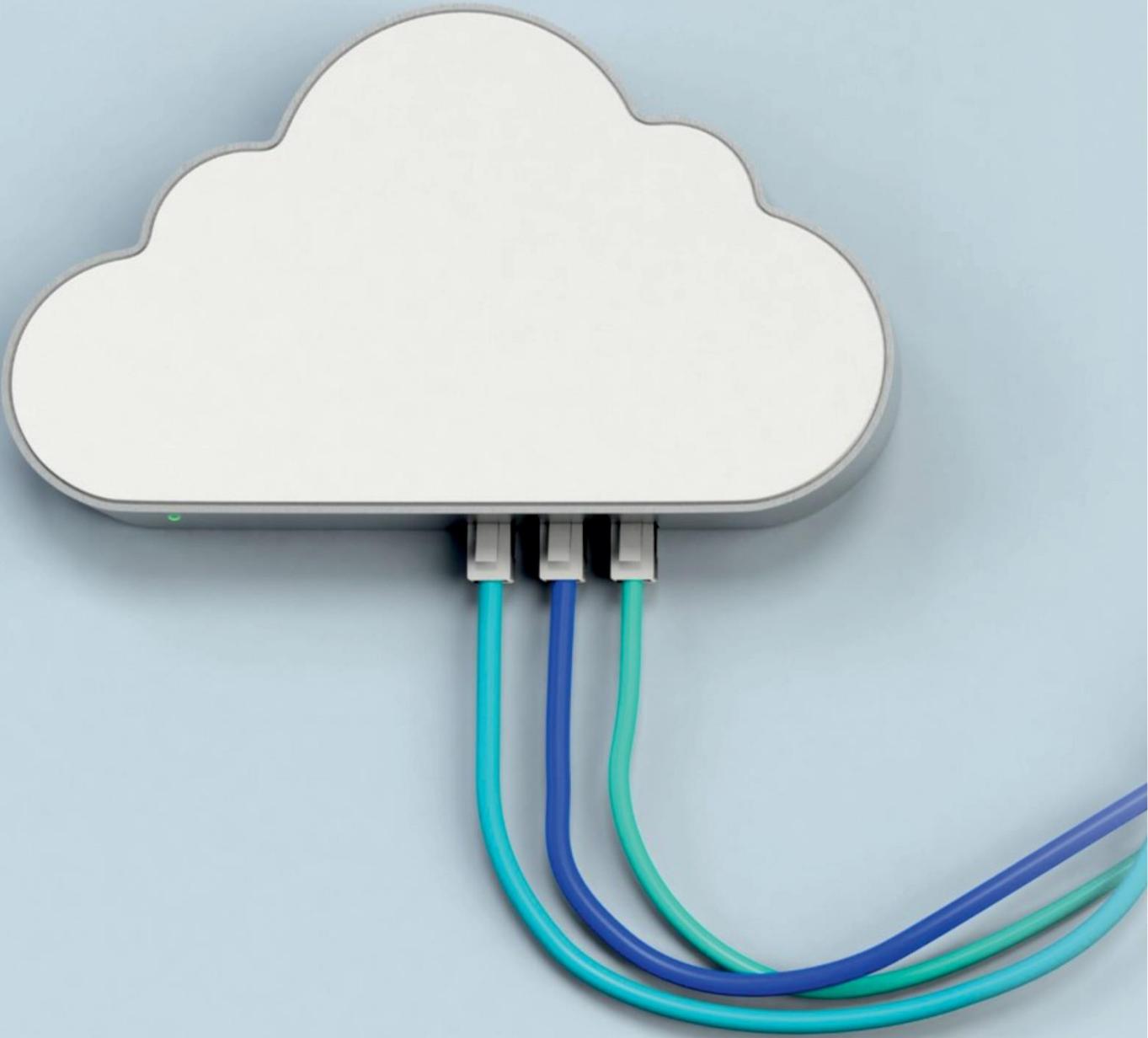
IT/ ITeS ユニットに対する月極賃料(一席ごと)	期間	1 席ごとの月あたりの財政支援上限額 (印ルピー-INR)
月極賃料の 50%	最初の2年間	10,000
月極賃料の 25%	3~5年間	5,000

**政府促進モデルとエンパネリングモデルの適用性：**

- A. このセクションで特典を利用できるIT / ITeSユニットは、雇用創出インセンティブ (Employment Generation Initiative: EGI) および Atmanirbhar Gujarat Rojgar Sahay のもとにおいても支援を受ける資格があります。ただし、そのようなIT / ITeSユニットは、本政策において定義されている他の財政的インセンティブの対象にはなりません。
- B. IT / ITeSユニットが、5年間のうちに政府支援モデルまたはエンパネリングモデルから抜けようとする場合、[当該]5年間の残りの期間においては、以下のインセンティブの対象となるものとします。
- IT / ITeSユニット用のCAPEX-OPEXモデル(資本的支出—事業運営費モデル)の OPEX(事業運営費)コンポーネント
  - 雇用創出インセンティブ(Employment Generation Initiative: EGI)
  - 「アートマニルパール・グジャラート・ロージガル・サハ工」 Atmanirbhar Gujarat Rojgar Sahay (自立したグジャラートに向けた雇用支援)

たとえば-IT / ITeSユニットが政府支援モデルまたはエンパネリングモデルに基づく特典を2年間利用し、その後スキームから抜けることを決定した場合、[当該]IT / ITeSユニットは、3年間の残りの期間はCAPEX-OPEXモデル(資本的支出—事業運営費モデル)のもとに、OPEX(事業運営費)インセンティブのみが[支援の]対象となります。さらに、雇用創出インセンティブ(Employment Generation Initiative: EGI) および「アートマニルパール・グジャラート・ロージガル・サハ工」 Atmanirbhar Gujarat Rojgar Sahay (自立したグジャラートに向けた雇用支援) は、残りの3年間にわたって継続するものとします。

# クラウドエコシステムの促進



### 2.7.7. クラウドエコシステムの促進—ケーブルランディングステーション

#### (Cable Landing Station:CLS) のサポート

政府は、州のクラウドインフラの改善に向けて実質的な措置を講じています。州の開発活動を促進し、クラウドエコシステムを強化するために、政府は、土地の特定と割り当てのサポート、および玄関先での必要なユーティリティインフラ支援により、CLSの設定を促進するものとします。さらに、政府は以下の方法で財政支援を提供するものとします。

番号	インセンティブ・カテゴリー	サポート内容
1	CAPEX (資本的支出) サポート	<p>上限 2 億印ルピーとして、適格な CAPEX 支出について最大 25%の一回限りの CAPEX サポート。支払いは、20 回にわたり四半期均等分割払いで行われます。</p> <p>注：GFCI では、ネットワークハードウェアとともに CLS の建物を建設するための土木工事にかかる費用（ケーブル敷設およびネットワークケーブルへの支出を除く）のみが認められるものとします。</p>
2	OPEX (事業運営費) サポート	5年間の1ユニットあたり1印ルピーの電力料金補助金

### 2.7.8. データセンター

さらに、政府はデータセンタープロジェクトの開発者を以下のように支援します。

番号	インセンティブ・カテゴリー	サポート支援内容
1	CAPEX (資本的支出) サポート	すべての適格なデータセンターは、上限15億印ルピーを条件として、適格なCAPEX支出の最大25%の1回限りのCAPEXサポートを受ける資格があります。支払いは、20回にわたり四半期均等分割払いで行われます。
2	OPEX (事業運営費) サポート	5年間の1ユニットあたり1印ルピーの電力料金補助金

# 研究開発のためのサポート



### 2.7.9. 研究開発支援

番号	インセンティブのカテゴリー	支援内容
1	全インド技術教育評議会 (All India Council for Technical Education (AICTE) 認可の教育機関による研究開発機関、研究開発センター設立支援	希望する分野の研究を実施するために、研究開発機関が科学産業研究評議会 (Council of Scientific & Industrial Research: CSIR) あるいは科学産業研究学科 (Department of Scientific and Industrial Research: DSIR) によって承認されていることを条件として、適格なすべての研究開発機関は、研究開発センター・ラボのセットアップのための機器の購入サポートとして、研究開発活動のための機械設備、ハードウェアおよびソフトウェア (COTS/license) の費用の60%、最大5000万印ルピーとして、1回限りの設備投資を利用できます。

### 2.7.10. 非財政的インセンティブ

政府は、持続可能な、市民中心の、投資家にやさしい環境の構築に取り組んでおり、このために、政府は、すべてのステークホルダーが各々の行程においてサポートされることを確実にするための様々なステップを講じるものとします。この点に関する主要な介入のいくつかは次のとおりです。

番号	インセンティブのカテゴリー	支援内容
1	土地の割り当ての促進	政府は、州内における適格なプロジェクトのための土地の割り当てを適切に促進します。このような割り当ては、土地が入手可能であること、また、州政府によって随時決定される適格基準の履行を満たしているかどうかによります。
2	セルフ・サーティフィケーション (自己認証)	IT / ITeSユニットには、関係当局による苦情やランダムなスポットチェックを除き、工場法 (Factory Act)、出産給付法 (Maternity [Benefit] Act)、最低賃金法 (Minimum Wages Act) などの法律に基づき、検査なしでセルフ・サーティフィケーション(自己認証)が許可されます。
3	投資家ファシリテーションセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>• すべてのタイプの産業をリンクするために、共通のプラットフォームにおいて州における産業プレーヤーを含みます。</li> <li>• 問い合わせ管理のため、24時間年中無休で一元化されたヘルプデスクコールセンターを発展させます。</li> <li>• 投資家とステークホルダーをつなぐための中央プラットフォーム (政府のハブ組織/金融機関)</li> <li>• 企業/ステークホルダーのIT / ITeSサービスのマーケティング/プロモーションへのアシスタンスを提供します。</li> <li>• 本政策の効果的な実施を確実にします。</li> </ul>

番号	投資カテゴリー	支援内容
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 登録されたIT / ITeSユニット・ステークホルダー間の知識交換を可能にするためのプラットフォームを促進します。</li> <li>• IT / ITeSサービスプロバイダーに新しい市場機会を開くための政府部門へのアクセスを促進します。</li> </ul>
4	優先的市場アクセス	<p>政府は、グジャラート州に登録されているIT / ITeSユニットに、IT / ITeSセクターのグジャラート州を拠点とする企業が、各々の政府部門の裁量、および、随時修正されるグジャラート州政府の現行の調達方針のもとに、IT製品およびサービスの調達のために、政府によって所有されているか、資金を提供しているプロジェクトの公開入札に参加することを奨励することにより、政府市場に参入するユニークな機会を提供します。</p>



## 3. 政策の実施

3.1. 科学技術省は、本政策の目標と目的を達成するために、詳細な実施ガイドラインを発行します。

3.2. 州政府は、この方針に基づいて、諸提案を評価し、申請者に適格な支援の承認を与えるために、以下の委員会を構成します。

3.2.1. メガプロジェクトおよび特別プロジェクトへの支援を承認するために、高官による委員会 (HPC) は以下のメンバーで構成されるものとします。

1. グジャラート州政府 Chief Secretary 会長
2. 産業鉱山局 (Industries & Mines Department)  
Additional Chief Secretary/Principal Secretary /Secretary メンバー
3. 財務局(Finance Department)  
Additional Chief Secretary/Principal Secretary/ Secretary メンバー
4. 歳入局 (Revenue Department)  
Additional Chief Secretary/Principal Secretary/Secretary メンバー
5. 都市開発および都市住宅局(Urban Development and Urban Housing Department)  
Additional Chief Secretary/Principal Secretary/Secretary メンバー
6. エネルギーおよび石油化学部門 (Energy and Petrochemicals Department)  
Additional Chief Secretary/Principal Secretary/Secretary メンバー
7. 科学技術省(Department of Science & Technology:DST)  
Additional Chief Secretary/Principal Secretary/Secretary メンバー
8. 財務局(Finance Department), Secretary (Expenditure) メンバー
9. 科学技術省(DST)  
Additional Secretary (IT)/Joint Secretary (IT)/Deputy Secretary (IT) メンバー
10. 科学技術省(DST) 財務部(Finance Department) Financial Advisor メンバー
11. 産業コミッショナー(Industries Commissioner) メンバー
12. ICTと電子ガバナンス(ICT & e-Governance) ディレクター メンバー セクレタリー

3.2.2. メガプロジェクトおよび特別プロジェクト以外のすべてのプロジェクトへの支援の承認のために、州レベルの権限を与えられた委員会(State-Level Empowered Committee: SLEC)は以下のメンバーで構成されるものとします。

1. 科学技術省(Department of Science & Technology:DST)- Additional Chief Secretary/Principal Secretary/Secretary, 委員長
2. 財務局 (Finance Department) Additional Chief Secretary/Principal Secretary/Secretary (Expenditure), Finance Department メンバー
3. 科学技術省 (Department of Science & Technology:DST)
4. Additional Secretary (IT)/Joint Secretary (IT)/Deputy Secretary (IT), Department of Science & Technology メンバー
5. 財務局(Finance Department) Financial Advisor (DST) メンバー
6. 産業コミッショナー(Industries Commissioner) メンバー
7. ICTおよび電子ガバナンス (ICT & e-Governance)ディレクター メンバーセクレタリー

3.3. さらに、政府はインセンティブに申請するプロセス全体をデジタル化し、人的インターフェースの削減を目指すものとします。このようなデジタルプラットフォームは、ソフトウェアシステムに高度なテクノロジーを適切に組み込むことにより、ミッションモードで構築する必要があります。

3.4. ICTおよび電子ガバナンス (ICT & e-Governance) の局長は、この政策を実施するものとします。

## 4. 解釈

グジャラート州政府科学技術省は、本政策およびスキームの目的を考慮したうえで、条項の解釈と、本決議に基づく条項を参照した、明確化したり決定を行ったりする権限を与えられており、それは最終的なものとなり、また、すべてに拘束力を持つものとなります。

## 5. 政策を改正する権限

前述のパラグラフに含まれるものにかかわらず、[州]政府は、本政策のさまざまな側面を随時見直し、修正する権利を有します。

## 6. 予算規定

この口座への支出は、以下の予算ヘッドの下での助成金から行われるものとします。

請求番号：89

メジャーヘッド：2052、インフォメーションテクノロジー・インセンティブ計画

上記の政府の決議は、財務局（Finance Department）の偶数ファイルに関する財務の同意に関して行われます。

グジャラート州知事の命と名のもとに

署名

(ヴィジェイ・ネーラ)  
グジャラート州政府科学技術省セクレタリー  
(Secretary to the Government of Gujarat,  
Department of Science and Technology)

本資料は、グジャラート州政府により2022年2月8日付で公布された「Gujarat IT/ITeS policy 2022-2027」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

Gujarat IT/ITeS policy 2022-2027

<https://gil.gujarat.gov.in/Media/DocumentUpload/IT%20POLICY-FInal-2022.pdf>

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。



Department of Science & Technology  
Government of Gujarat

Department of Science and Technology, Sachivalaya, Gandhinagar  
Government of Gujarat  
[www.dst.gujarat.gov.in](http://www.dst.gujarat.gov.in)